

「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する
御意見及びこれに対する市の考え方

募集期間 令和元年12月6日（金）～令和2年1月10日（金）
意見提出者 4名

パブリックコメントの手続きにより、提出された意見の要旨及びこれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者1	<p>子育て家庭やひとり親家庭への支援や待機児童への対応など、実情から見えてくることに対して、様々な方策が考えられていると思います。</p> <p>提案したいのは、あらゆる立場の親子や子ども達に必要な「生きる力」や「居場所」として、「プレーパーク」という新たな場所を作っていくことも検討していただきたいと思っています。</p> <p>「プレーパーク」には、「場所（公園）」と「プレーリーダー（人）」が必要で、そのためには費用がかかりますが、山口市で子育てしたい、して良かった、と思える場所となることだと思います。</p> <p>是非、ご検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>プレーパーク、冒険遊び場については、自由に遊べ、様々な体験ができる場所として、全国的にも増えてきており、子どもに必要な生きる力を育むことができる場所と考えます。また、新たな子どもの居場所としての事業展開も想定されうるところです。</p> <p>いただいた御意見については、「子どもの居場所づくりと体験機会の提供」に取り組む中で、具体的な手段のひとつとして、他市の事例等も参考にしながら研究していきます。</p>
意見者2	<p>各小学校区に「冒険遊び場」の常設を所望します。</p> <p>子供は大人から押し付けられたことではなく、自ら感じたり触れたりする中でいろんなことを学んでいくのではないかと思います。人間関係やできることできないこと、自ら発見していく場が必要と考えます。ああだこうだ指示するのではなく、そんな子どもをサポートするのが大人。（それは親や先生に限らず地域のいろんな大人）まずは、子どものやりたいことを満たすこと。情動をめいいっぱいフル稼働させて、おもいっきり遊んだ経験は、豊かな心を育て、すてきな大人を増やすことにもつながっていくのではないかと思います。</p> <p>一度に各学校区というのはさすがにハードルが高いと思うので、まずは市内に1箇所でも常設の遊び場を設けることを希望しています。</p> <p>基本理念：全ての子どもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち 山口 に賛同しての意見です。</p>	

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者3	<p>① 第4章事業計画の中の「5 次代を担うひとづくりを推進する事業」で決定的に不足している子どもの「遊び」について、新たな施策を希望します。子どもは遊んで育ちます。子どもは「次代を担う」前に今、生きている子ども時代にこそ最善の利益を受けるべきだと考えます。</p> <p>子どもの権利条約31条には「子どもは休み、遊ぶ権利を有している」とあります。まず、子どもの「遊ぶ」権利を保障してください。</p> <p>② (1) 生きる力を育む教育の充実</p> <p>現状「インターネットを介した犯罪被害が問題になっている」背景には、子どもの「遊び」が減っている、もしくは「遊び」を知らないゆえに電子ゲームやスマホの過度な依存に陥っていることも一因だと考えます。それにちは、子どもが「大人に管理された少ない時間」の中で、「遊ぶ場所も少なく」、「遊ぶ友だちも少ない」という現実を知る必要があると思います。</p> <p>取り組みとして、「…多様な人材の育成により、子どもが成長する環境整備を進める」となっています。取り組み内容では「9 子どもの居場所づくり推進事業」で「…地域の特性を活かした多様な体験活動の機会を設け、安心安全な子どもの居場所を創出します」とあり、期待が膨らみます。具体的には、どのような居場所を考えられていますか。</p> <p>③ 現状「山口市の次代を担う子どもが、思春期において健全な母性や父性を育み、生命と性に対する正しい知識を得るために…」の取り組み内容では「子どもを産み育てる喜びを感じ、将来親となったときのための子育て体験…」、「次代の親となる生徒を対象…」のように、子ども本人の現在のいのちや性の大切さよりも、大人</p>	<p>① 我が国も批准する「児童の権利に関する条約」の第31条では、「休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」、「児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。」ものとされています。</p> <p>本市においても、この規定を尊重し、かつ前提として、子ども・子育て支援施策に取り組んでまいります。</p> <p>② 「子どもの居場所づくり推進事業」では、地域の子どもたちを対象に、各地域において、放課後や週末、夏休み等の長期休業中に、地域の人材に参画いただき、各地域の実状に合わせた活動を行っています。地域によって内容は異なりますが、自然体験活動やスポーツ・文化活動、ボランティア活動、異世代交流や各種講座等を開催しており、今後も多様な体験活動の場となるよう子どもの居場所の充実に努めることとしています。</p> <p>③ 特別に専門家を招いての事業等は行っていませんが、県及び市の人権推進指針に基づき、各学校において、すべての教育活動を通して、子ども達の人権感覚を含めた豊かな心の育成に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、理科・保健体育では、実際に乳幼児とふれあうことで命の</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	<p>になり、親になった時のことが強調されています。子ども達は全員が親になるわけではありません。</p> <p>現在の子どもたち自身の命、自分の性や体の大切さを学んでほしいと考えます。そのためには学校教育の中で専門家を招き、「いのちの教育」や「性教育」に正面から取り組んではほしいと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>誕生や心と体の成長について、学級活動などの特別活動では異性の相互理解や協力について学習しており、道徳では、子どもたち一人ひとりの道徳的な判断力、心情、生命の尊さや思いやり、友達との友情・信頼など道徳的価値についての理解を促すとともに、自分を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、考えることで、人権感覚を身につけ、人間としての生き方を深く学ぶ学習に取り組んでいます。また、市や県の人権推進などの関係機関と連携して、児童・生徒のみならず、教職員や保護者等にも様々な事業や研修・講演等を行っています。</p> <p>学校での具体的な教育内容となりますので、本計画には記載しませんが、引き続き各学校において、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組むとともに、関係機関とも連携を深め、積極的に研修等も行いたいと考えています。</p>
	<p>④ (2) 子どもの居場所づくりと体験機会の提供</p> <p>現状「子どもや学生を対象とした出張講座やイベント等を実施しているが、参加者が少ないこともある」とされています。そして、課題として、「出張講座・研修・見学・イベント等を充実させ、参加者の増加に取り組む必要がある」とし、その取り組みとして「魅力あるイベント内容を検討し…」また、児童館においては「魅力的な講座等の企画・運営を行い…」とあります。</p> <p>近年、子どもに様々な体験をさせたいという大人の気持ちが、イベントやワークショップの過剰なお膳立てになっているように思います。子どもは自らやりたい気持ちを伸ばすことこそが子どもの生きる力に繋がると考えます。自分のチャレンジで成功したり、失敗したりの中でこそ子どもは学び、自己肯定感も育まれるのではないかでしょうか。</p> <p>今、子どもはかつての子どものように自由に遊ぶことがなかなか許されていません。放</p>	<p>④ プレーパークについては、自由に遊べ、様々な体験ができる場所として、全国的にも増えてきており、子どもに必要な生きる力を育むことができる場所と考えます。また、新たな子どもの居場所としての事業展開も想定されうるところです。</p> <p>いただいた御意見については、「子どもの居場所づくりと体験機会の提供」に取り組む中で、具体的な手段のひとつとして、他市の事例等も参考にしながら研究していきます。</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	<p>課後の校庭や公園にも禁止が多いですし、放課後子ども教室ではいろいろ制限があって自由に遊べない、そのために行きたくないと言っている子どもの声も結構聞いています。</p> <p>また現状、子どもを健やかに産み育てるために、期待することとして、保護者からは、「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」、「地域で子供たちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」との回答があります。</p> <p>取り組みとして「子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流できる場の充実に取り組む」とありますが、取組内容の1～7まででは、子どもの自主性・主体性を伸ばすことはなかなか難しいと考えます。最後の「8 子どもの居場所づくり推進事業（再掲）」で、(1) でも具体的な居場所をお聞きしましたが、私はぜひ、子どもがやりたいと思う遊びを思い切りできる屋外の遊び場の設置を希望します。具体的には、全国約400箇所で展開されているプレーパーク（冒険遊び場）です。</p> <p>そこでは既成の遊具はありませんが、「禁止事項」が最低限しかないので子どもたちは自動的に工夫し、遊びを考え出します。子どもたちどうしのトラブルがあっても自分たちで自治の力をつけて解決するようになります。そういう中でこそ「生きる力」は育まれると思います。</p> <p>居心地の良い遊び場があれば、当然、良い居場所にもなります。地域の方との交流の場にもなります。是非、そういう遊び場作りをお願いしたいです。</p>	
意見者4	<p>① 保育の質確保と向上のための施策の拡充を前提条件として、保育士の低賃金と長期間労働の改善、非正規職員の正規化・担当児童比率の改善・専門分野に集中できるような職員増員等、人的保障を果たすこと。</p> <p>まず、本市の上記部分についての現状と改善策を示すこと。市独自に待遇改善策を講ずる計画はあるのかどうか。</p> <p>[昨年末、保育士給与増給のために国税が支出されたものの、かなりの部分は目的外に</p>	<p>① 本市における保育士の処遇については、各保育事業所により、職員体制や勤務形態、地域性等、状況も様々ですが、給与改善、職員の増員、業務量の軽減策などは、全国的な傾向と同様であると認識しています。</p> <p>保育士の労働環境改善としては、保育士現場の実情に精通した専門家と連携の上、市内の民間保育所に対し、定期的にアドバイザーを派遣し、業務</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	<p>使用されたとの報道あり。本市の実態はいかに。]</p> <p>② 「子育て支援が日本を救う」(柴田悠 頸草書房 2016)は、実証的な政策提言である。同書を踏まえて、本市独自に子育て支援の拡充を図ることを求める。子育て支援策の拡充は、本市を魅力ある街へと高めるはず。 篤農的な職員によって、保たれている本市の保育の現状にいつまでも甘えていてはいけない。</p> <p>③ ①、②は男女のWL Bの問題も絡む。家族が子育てに共同参画する仕組みづくりが必要。例えば、女性の管理職志向を妨げるものとしての仕事の忙しさ、責任の重さ、それにともなう私生活との調和のむずかしさを改善しない限りは、この目標達成は難しい。(鹿嶋敬「なぜ働き続けられない?」岩波新書 2018 127-133頁) ここには、男女の賃金格差という従来からの課題も横たわる。機会の平等は、理念としては謳われるが、結果の平等については、今なお対応は不十分である。「高等教育修了後の日本の女性の就業率は</p>	<p>改善など具体的な労働環境の改善を進めることとしています。(P 63) また、保育士の待遇改善としては、国が実施している保育士1人当たり年額108,000円の待遇改善とは別に、本市独自に23,000円の待遇改善を行っており、本計画においても引き続き実施することとしています。(P 66) この待遇改善について、本市では目的外での使用についての実態はありません。</p> <p>② 同書の政策提言は、保育サービスを中心とした子育て支援を充実させることで、労働生産性、出生率が高まり、子どもの貧困率が下がり、長期的には、財政余裕を増やし、貧困の親子連鎖を減らし、社会保障の投資効果を高め、さらには、労働生産性が高まれば、経済成長率が高まる傾向にあるため、税収も増えて、各種福祉、貧困対策、就労支援、教育支援などを充実させることができるという内容であると理解しています。 本市では、保育サービス等を中心とした子育て支援に努めており、喫緊の課題である保育施設、放課後児童クラブの待機児童解消を図り、その後も待機児童ゼロが継続するよう取組を進めるとともに、その他の子育て支援の充実にも取り組むこととしています。</p> <p>③ 本計画は、「第2次山口市男女共同参画基本計画」との整合性を図っており(P 2)、本計画では、男性が家事や子育て、地域への主体的な参画を促進するための広報を行い、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担の解消に向けた啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催や意識啓発を行うこととしています。(P 88) 本市の賃金格差の実態について、本市に限った統計数値は持ち合わせて</p>

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	<p>「低く男女差が大きい」こともデータから明らかである。（「男女共同参画データブック 2015」ぎょうせい 2015 103-7 頁）本市の賃金格差の実態はいかに。改善策は。</p> <p>④ 男女の働き方の実態も絡む。「内閣府調査（2012）」には、WLBに関して、特に男性は希望に反して「仕事」を優先している現実が示されている。（「データブック 2015」104-105 頁）。ここには、男女ともに「自らの意思」による選択とはいえない現実が見えてくる。「自らの意思」による選択を可能にすることは、男女が共同して解決に取り組む課題だが、本市の実態はいかに。また、どこまで認識されているのか。</p>	<p>いませんが、男女間の賃金格差が生じないよう、「第2次山口市男女共同参画基本計画」において、企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の自主的な取組を促すため、国・県等と連携して啓発を行うこととしています。</p> <p>④ 本市では、御紹介いただいた項目による統計数値を持ち合わせていませんが、全国的な傾向と同様に、希望としては、仕事の優先度は低いが、現実では優先度が高くなっているものと推測しています。</p> <p>また、「第2次山口市男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、平成28年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男性が、家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと」として、「男性自身の抵抗感をなくす」、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」、「社会の中で、男性が家事などをすることについて評価を高める」、「労働時間短縮や休暇制度の普及により仕事以外の時間をより多く持てるようにする」という回答割合が高くなっていました。</p> <p>本市では、男性が家事や子育て地域への参画等を自らのことと捉え、主体的な参画を促進するための広報を行い、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うこととしています。（P88）</p>